

長浜市潜在介護専門人材再就職支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市の介護・福祉人材の安定的な確保に向け、介護職員、介護支援専門員又は相談支援専門員（第3条において「介護職員等」という。）として一定の知識及び経験を有する者の再就職と定着の促進を図るため、予算の範囲内で長浜市潜在介護専門人材再就職支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、長浜市補助金等交付規則（平成18年長浜市規則第36号。以下「規則」という。）及び長浜市市税等の滞納者に対する補助金交付等の制限に関する規則（平成26年長浜市規則第17号）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 福祉事業所 老人福祉法（昭和38年法律第133号）、介護保険法（平成9年法律第123号）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。第8号において「障害者総合支援法」という。）に基づく事業を実施する事業所又は施設
- (2) 介護職員 福祉事業所に勤務し、高齢者等の家庭を訪問して生活援助、身体介護を行う者又は事業所若しくは施設において利用者に対する入浴、排せつ又は食事等の介助の業務に従事する者
- (3) 介護福祉士 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第2条第2項に規定する者
- (4) 介護支援専門員 介護保険法第7条第5項に規定する者
- (5) 相談支援専門員 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第28号）第3条第1項又は児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第29号）第3条第1項に規定する者
- (6) 実務者研修施設 社会福祉士及び介護福祉士法第40条第2項第2号に規定する文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した養成施設
- (7) 指定居宅介護支援事業所 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）第2条に規定する指定居宅介護支援事業所
- (8) 特定相談支援事業所 障害者総合支援法第51条の20第1項に規定する特定相談支援事業所
- (9) 障害児相談支援事業所 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の28第1項に規定する障害児相談支援事業所

(交付対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（次条において「対象者」という。）は、この要綱による補助金の交付申請時において、本市に住所を有する者であって、納期限が到来している市税、介護保険料、国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料に未納がないもののうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 過去に介護職員等としての実務経験が1年以上あること。
- (2) 介護職として求められる一定の知識及び経験を有する者として認められる次に掲げるいずれかに該当するもの
 - ア 介護福祉士
 - イ 介護支援専門員
 - ウ 相談支援専門員
 - エ 実務者研修施設において介護福祉士としての必要な知識及び技能を修得した者
 - オ 介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修課程を修了した者（介護保険法施行規則の一部を改正する省令（平成24年厚生労働省令第25号）附則第2条の規定に基づき、介護職員初任者研修課程を修了した者とみなされるもの（改正前の介護保険法施行規則第22条の23第1項に規定する介護職員基礎研修課程、1級課程又は2級課程を修了した者をいう。）を含む。）
- (3) 直近の介護職員等として離職した日から、再就職する日までに3か月以上経過していること。ただし、再就職する日は、令和4年4月1日以後であること。

- (4) 次に掲げるいずれかに該当すること。
 - ア 市内の福祉事業所に介護職員として週20時間以上勤務していること。
 - イ 市内の指定居宅介護支援事業所に介護支援専門員として週20時間以上勤務していること。
 - ウ 市内の特定計画相談支援事業所又は障害児相談支援事業所に相談支援専門員として週20時間以上勤務していること。
- (5) 申請時において、市内の同一福祉事業所に介護職員等として3か月以上継続して勤務し、かつ、引き続き勤務する意思を有していること。ただし、同一法人における市内の勤務地変更についてはこの限りでない。
- (6) 過去に長浜市潜在介護人材再就職支援事業補助金交付要綱（平成30年長浜市告示第122号）、長浜市介護職就職応援給付金交付要綱（令和4年長浜市告示第149号）又は長浜市高齢者介護職就職支援事業補助金交付要綱（令和4年長浜市告示第150号）による補助金の交付を受けていないこと。

（補助金額）

第4条 補助金の額は、対象者1人当たり10万円とする。ただし、交付は、1人につき1回限りとする。

（交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（次条において「申請者」という。）は、長浜市潜在介護専門人材再就職支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、就職した日から1年を経過する日の属する年度内に市長に提出しなければならない。

(1) 在職証明書

(2) 保有資格の証明書類

2 規則第14条に規定する実績報告は、前項の申請書及び添付書類の提出をもってなされたものとみなす。

（交付決定）

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、交付の可否を決定し、長浜市潜在介護専門人材再就職支援事業補助金交付決定（却下）通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

2 規則第15条に規定する補助金の額の確定は、前項の交付決定通知書による通知をもってなされたものとみなす。

（交付請求）

第7条 前条の規定による交付の決定を受けた者は、当該交付決定を受けた日から30日以内に長浜市潜在介護専門人材再就職支援事業補助金交付請求書（様式第3号）により市長に補助金を請求するものとする。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

（告示の失効）

2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。